



第2回 特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 説明資料

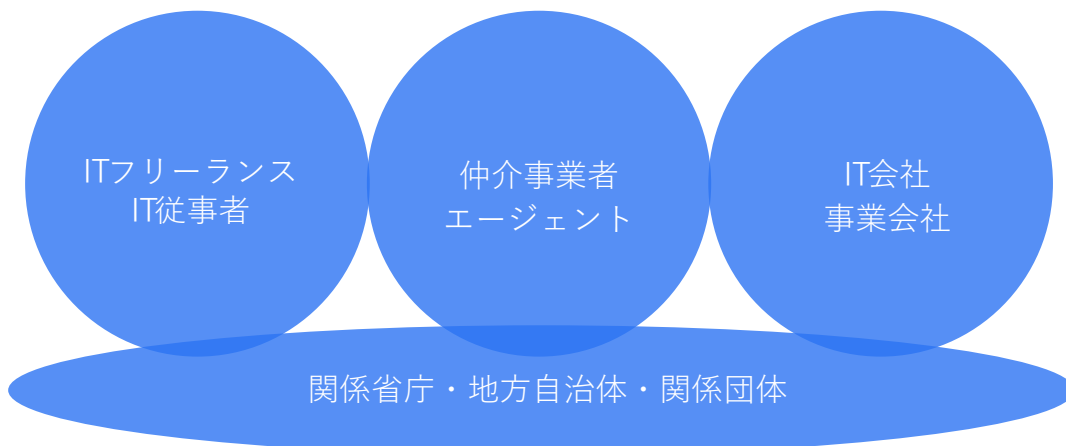
2023年9月29日
一般社団法人 ITフリーランス支援機構



一般社団法人ITフリーランス支援機構

業界最大の支援ネットワークを目指して ITフリーランスがより活躍できる社会に

ITフリーランスが安心して働ける環境づくりを通じ、
多様で柔軟な働き方としてITフリーランスという選択が当たり前になり、
日本に浸透することを目指しています



会員企業等 11社・1団体・1自治体 個人会員 348名 (2023年9月時点)

活動概要

適正なルールの啓発・推進

関係省庁・自治体との意見交換や提言を通じ、より業界の実態に即したガイドラインや政策の実現を目指します



“事業主”としての意識醸成・成長支援

人材育成や推進活動を通じ、ITフリーランスの自己成長に繋がる機会の提供を目指します



労災防止・セーフティネットの拡充

労災防止活動や補償提供を通じ、ITフリーランスが安心安全に働ける環境づくりを目指します



社会課題解決に向けた取り組み

ITフリーランスをはじめ業界関係者と協同し、DX推進や地方創生などの社会課題解決を目指します

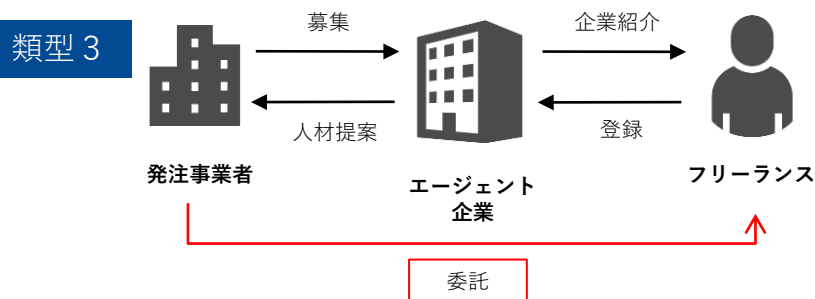
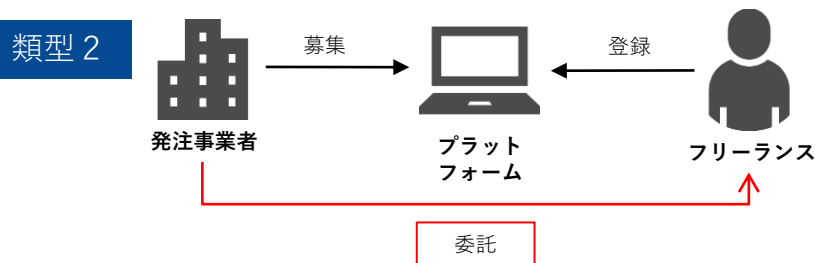
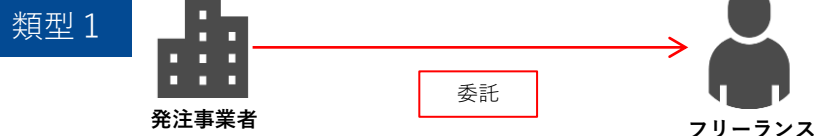


ITフリーランスとの取引構造について

※今回は類型4について主に説明

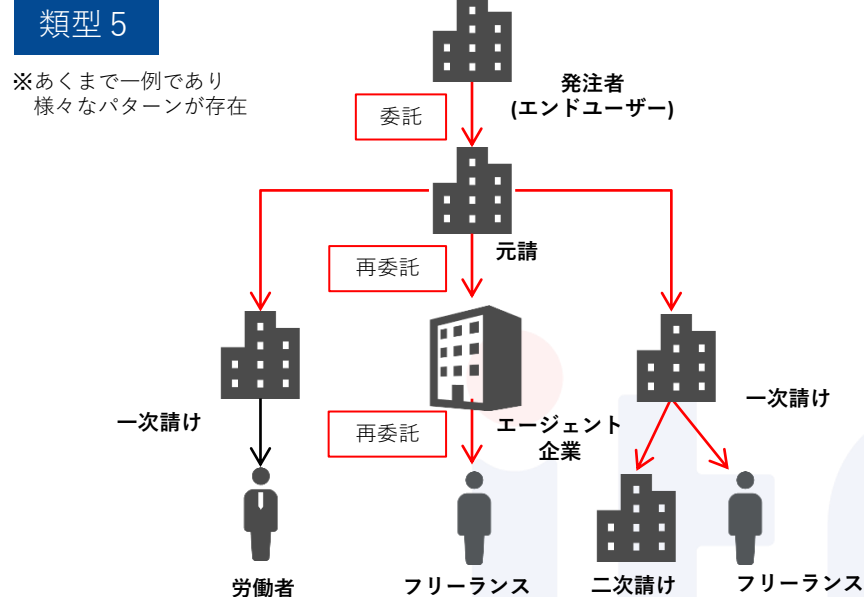
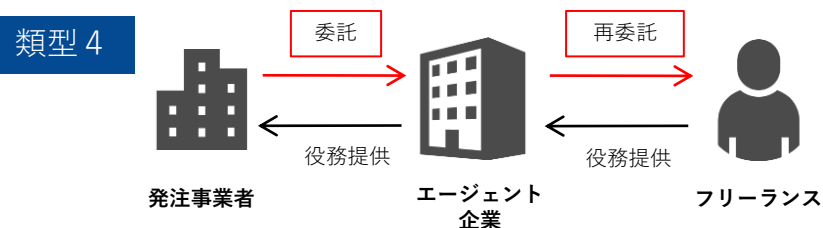
A. 直接契約の場合

発注事業者とフリーランスが直接契約をし
フリーランスに業務を委託する



B. 再委託の場合

中間事業者が発注事業者から受託した業務を
フリーランスに再委託する



ITフリーランスの主な職種について

職種	仕事内容
ITコンサルタント	IT戦略の立案及び情報システム、ソフトウェア、Webページのコンサルティングを行う
プロジェクトマネージャー (PM)	情報処理システムやソフトウェア開発、Webページ制作等のプロジェクト責任者
プロジェクトリーダー (PL)	PMの方針に沿ってプロジェクトのメンバーをまとめる
システムエンジニア (SE)	情報処理システム、ソフトウェア等の設計や設計書の作成をする
プログラマ (PG)	SEが作成した設計書に基づいてプログラムを作成する
サーバーエンジニア	サーバーの設計、構築、運用、保守を担当する
ネットワーク (NW) エンジニア	NWの設計、構築、運用、保守を担当する
データベース (DB) エンジニア	DBの設計、構築、運用、保守を担当する
セキュリティエンジニア	情報処理システム、ソフトウェア、Webページのセキュリティ管理及び監査を行う
運用保守エンジニア	サーバーやNWの運用監視や障害時の対応を行う
テストエンジニア	システムやソフトウェア開発におけるテスト計画、設計、実施を担当する
社内SE	社内の情報システムの設計・開発・運用保守など全般を担当する
製品開発／研究開発エンジニア	情報処理システム、ソフトウェア、Webページに活用する新製品や新技術の研究及び開発を行う
データサイエンティスト	ビッグデータを用いた情報の収集・分析や改善策の策定を行う
アプリケーションエンジニア	Webページやアプリケーションの設計、開発、運用を担当する
Webデザイナー	Webページのデザインやコーディングを担当する
Webディレクター	Webページや動画制作時において人員の配置や工数・スケジュール・予算管理等を行う

ITフリーランスとの取引概要について

ITフリーランス の特性	<ul style="list-style-type: none">・当機構はITフリーランスを「組織に雇用されず独立自営業者として事業活動を行うIT人材」と定義。・顧客やプロジェクトのニーズに応じて、自身の専門知識やスキルを活かし業務を行う。・会社に雇用されているIT人材より難易度の高い仕事を任されるケースが多い。・日本国内で約17.6～25.6万人が存在すると推計（当機構調べ）
発注事業者 の特性	<ul style="list-style-type: none">・発注事業者は特定の業種によらず、幅広く取引をしている。・取引のきっかけとしては、社内にノウハウがなく有識者として取引を検討する場合やIT技術者の正社員採用が難航し取引を検討する場合がみられる。
取引条件の 決定・明示方法	<ul style="list-style-type: none">・エージェントを介した取引（類型4）の場合、関係者で協議・合意のうえ契約をするのが一般的である。・明示方法について、再委託の場合はメール・書面が多く、電子契約も増加傾向にある。・契約締結について、再委託の場合は基本契約に基づき個別の発注を行う取引が多い。

ITフリーランスとの取引条件について

取引条件の 明示事項	<ul style="list-style-type: none">再委託の場合は、下請法3条書面に規定されている内容を明示しているケースが多い。 (例：発注事業者・受注事業者の名称、契約期間、作業場所等)上記の内容以外にも、著作物の取り扱いや再委託に関する取り決め等の記載もみられる。
契約期間	<ul style="list-style-type: none">案件により様々である。年単位での長期契約もあれば、数日～数週間の単発契約も存在する。エージェントを介した取引（類型4）の場合、6ヶ月～1年程度は短期とはみなさない傾向がある。案件内容やパフォーマンス次第でもあり、一概に長期的な契約期間を明示することは難しい。
報酬支払	<ul style="list-style-type: none">エージェントを介した取引（類型4）の場合は、準委任契約が一般的である。準委任契約の場合は工数（稼働時間）により変動し、業務の遂行をもって報酬が支払われる。請負契約の場合は工数によらず一定の報酬額で、成果物を納品することにより対価として報酬を得る。エージェントを介した取引（類型4）の場合は、納品日から15～60日以内に支払いされることが多い。
作業時間・場所	<ul style="list-style-type: none">再委託の場合は、発注事業者から現場への常駐や週5日の作業を要望されることが多い。副業・兼業の推進により、近年では複数案件を掛け持ちするケースも増加傾向にある。コロナ禍でのリモートワークの普及により、在宅等で作業するケースも増加傾向にある。

募集情報の表示／育児・介護等への配慮について

募集方法	<ul style="list-style-type: none">・再委託の場合、メールや仲介事業者のWeb ページで募集されることが多く、SNSは少ない。・エージェントを介した取引（類型4）の場合は、セキュリティ対策や身元確認のため、契約前に本人確認をすることが一般的である。
募集時の掲載項目	<ul style="list-style-type: none">・エージェントを介した取引（類型4）の場合は、業務内容、単価、作業場所、必要スキル等が一般的である。・使用技術・開発環境、リモート可否、作業日数等も、フリーランス側の要望を受け掲載している場合もある。
育児・介護への配慮の申出事例	<ul style="list-style-type: none">・リモートワーク可能な就業環境への変更、スケジュールや作業ボリュームの調整等
育児・介護への配慮で可能な対応	<ul style="list-style-type: none">・エージェントを介した取引（類型4）の場合に、以下が可能な対応と想定される。<ul style="list-style-type: none">a. 契約前段階で育児や介護が発生した場合の就業環境について協議することb. 案件の特性上、就業環境の調整が難しい場合、契約更新の段階でフリーランス側が希望する取引条件に基づき、エージェントが新たな取引先（上流の発注事業者）を探すことc. 上流の発注事業者に対して育児・介護者等への配慮を要請・打診することd. 育児・介護者等に対して契約更新を無理強いさせないこと
育児・介護への配慮で難しい対応	<ul style="list-style-type: none">・再委託の場合に、上流の発注事業者に対して育児・介護者等の就業環境調整・変更を確約させることは難しいと想定される。

ハラスメント／契約の中途解除について

ハラスメント行為 の特性	<ul style="list-style-type: none">・ハラスメントの類型について、業界内の男性比率が高いことから、他業種と比べて セクハラ、マタハラが比較的少ないと想定される。・ハラスメントの行為者は、フリーランス、中間事業者、上流の発注事業者と様々である。 再委託の場合は、上流の発注事業者に対してもハラスメント対策を講じないと形骸化する恐れがある。
ハラスメント 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・取引の類型次第で窓口をどこに設置するかが変わる想定だが、外部の第三者機関に委託する方が当事者も ハラスメント行為について相談がしやすく、ハラスメント行為者への抑止力にもなるとの意見もある。・ハラスメントの事実確認については、担当者による聞き取り調査、エビデンス収集が想定される。・ハラスメント相談窓口の周知については、契約時にメール等で事前に周知することが想定される。
契約の中途解除	<ul style="list-style-type: none">・再委託の場合は、以下のような背景において30日前の事前予告が難しいと想定される。<ul style="list-style-type: none">a.上流の発注事業者からの突然の発注キャンセルにより、フリーランスとの契約を解除せざるを得ないb.上流の発注事業者から中間事業者への契約更新通知が30日以内となるc.天災等により業務委託の実施が困難になったd.フリーランスに責めに帰すべき事由があるe.契約期間が30日以内である・契約解除の理由がフリーランスに起因していた場合に、率直に伝えることで温度感が上がり トラブルに発展する可能性があることから、契約解除理由の提示が難しい場合もある。

フリーランス・事業者間取引適正化等法に対する意見

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行は
業界の健全化・活性化に向けた大きな一歩です。

業界内には様々な取引類型が存在することを念頭に
過度な規制や形骸化が生じないよう

法令・ガイドラインを策定していただきたいです。

フリーランス取引の適正化や就業環境の整備が
推進されることにより、**多様で柔軟な働き方として**
ITフリーランスという選択が当たり前になり
日本に浸透することを願っております。